

株式等移管手数料負担サービス

株式をお持ちのお客さまへ

株式移管手数料を当社で負担いたします

十六TT証券に時価総額300万円以上の上場株式等を移管（預替）
いただいた際の移管手数料（預替手数料）を当社で負担いたします。

サービス内容

対象

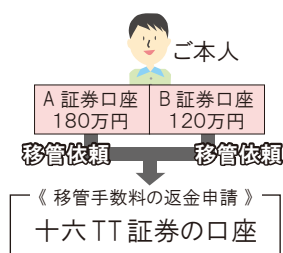
時価総額300万円以上の上場株式等の移管

※移管依頼日が同一である場合は、合算して計算します。移管金額は当社への移管入庫日の終値で計算します。

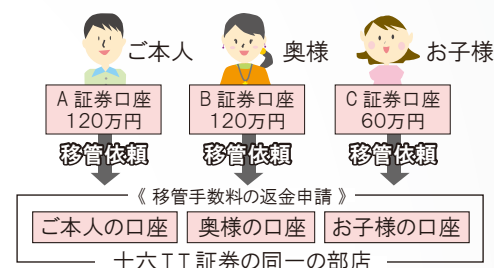
例1 一度の移管



例2 複数口座からの移管



例3 合算対象親族の移管



お手続き の流れ

①移管元会社でお手続き

移管元会社で、証券移管手続きを
行なってください。

- 移管依頼日 ● 移管証券の銘柄、数量
- 移管にかかわる手数料額
- 移管口座の名義
- 移管元会社名
- 移管先会社名が「十六TT証券」であること

上記の項目が確認できる「移管依頼書」
や「領収書」「計算書」等の書類をお受け
取りください。

移管元会社 十六TT証券



「移管受付整理票」
「領収書」等
(コピー可)

②十六TT証券でお手続き

①で受け取られた書類の写しを移
管入庫日から3ヶ月以内に、当社
のお取扱窓口までご提出ください。



書類を確認後、「移管手数料」相当
額を、当社のお客さま総合取引口座
に入金いたします。

サービス適用 の条件

- ◇ 対象は、上場国内株式等および上場国内CB（ETF、ETN、REIT、優先出資証券、国内上場外国株式を含む）のうち、ほふり経由で当社に移管入庫された場合。
- ◇ 最初の移管入庫日から3ヶ月以内に必要書類を提出すること。
- ◇ 移管元会社と移管先当社口座の名義人が一致していること。
- ◇ 合算できる対象親族は、本人、配偶者、2親等以内の親族であることと、移管先の当社口座が、全員同一の部店にあること。
- ◇ 移管元会社が日本国内の会社であり、お客さまが支払われた手数料が円貨であること。
- ◇ 当社への入庫日から過去3ヶ月の間に、当社から他社へ同銘柄の移管があった場合や、公開買付に伴う移管入庫の場合は合算対象から除く。
- ◇ 当社の都合により、本サービスの提供を予告なく変更および停止させていただく場合がございます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。



商号等：十六TT証券株式会社 金融商品取引業者
東海財務局長（金商）第188号
加入協会：日本証券業協会